

今教委学 第 224 号
令和 7 年 6 月 24 日

村内各小中学校長 殿

今帰仁村教育委員会
教育長 上間 久仁
<公 印 省 略>

暴風（特別）警報等発令時における対応について（通知）

みだしのことについて、沖縄県教育委員会より令和 7 年 6 月 11 日付け教保第 341 号「梅雨時期及び台風期における防災態勢の強化について」通知されたところであり
ます。

そこで本村においては、「暴風（特別）警報等発令時における学校の臨時休業及び
児童・生徒の安全確保について」下記のとおり対応する事を基準といたしますので、
児童・生徒の安全確保について万全を期していただくよう通知します。

記

1 児童・生徒の暴風(特別)警報等発令時の対応

発令等の内容	児童・生徒の登校等の対応
暴風(特別)警報発令中	◇臨時休校
<u>午前 6 時 30 分</u> までに解除された場合	◇通常通り登校
<u>午前 8 時 30 分</u> までに解除された場合	◇午前 10 時をめぐりに登校 ◇対応できる範囲で給食実施 ◇午後の授業は通常通り
午前 8 時 30 分～ <u>正午</u> までに解除された場合	◇自宅で <u>昼食</u> をとり午後 1 時 30 分を めぐりに登校
<u>正午以降</u> に解除された場合	◇引き続き休校・休園
<u>登校後に暴風(特別)警報が発令された場合</u>	◇下校※

【これまでに話題となった本村の課題点】

- ・橋を渡る必要がある場所について(天小・今中)
- ・スクールバスと民営バスの運行のズレについて(天小・今中)
- ・休校や途中下校のタイミングについて→3 小 1 中は臨時校長会にて協議する